平成２５年（フ）第５１７３号
東京都練馬区光が丘２丁目７－３－1206
債務者　遠山　由美
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１９３号
東京都江東区大島６丁目１－５－314
債務者　森坂嘉司郎
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２４９号
千葉県松戸市五香２丁目25－21－202
債務者　椎木　　豊
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１６７号
東京都豊島区要町１丁目３－５－302
債務者　相庭　丈浩
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０６０号
大阪府東大阪市横小路町１丁目４番３号
債務者　大本　　徹
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０７７号
大阪市西淀川区大和田４丁目１番18号　エールマンション101号室
債務者　橋本　晃司
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１６５号
大阪市城東区今福西３丁目１番３－302号
債務者　中村　政子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２８２号
大阪市西区北堀江４丁目14番６－1115号
債務者　阿部　健二
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６号
北海道帯広市西24条南２丁目５番地102
債務者　木村　裕幸
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
静岡県島田市細島1204番地、旧住所茨城県石岡市東石岡５丁目２番８号　岡野住宅
債務者　小田部　洪
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５７号
沖縄県沖縄市泡瀬５丁目33番23号　２Ｆ
債務者　下地　清美
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第５０号
沖縄県沖縄市高原１丁目９番53号
債務者　與那覇　剛
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１５５８号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目５番５号
破産者　北炭化成工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２６号
茨城県取手市稲1014番地１
破産者　和友ハウジング株式会社
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３８号
埼玉県桶川市末広１丁目２番36号
破産者　有限会社菊地保温
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１９１号
愛知県大府市横根町坊主山１番地の９
破産者　株式会社コート
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９号
栃木県大田原市浅香２丁目3574番地234
破産者　小林　明美
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部